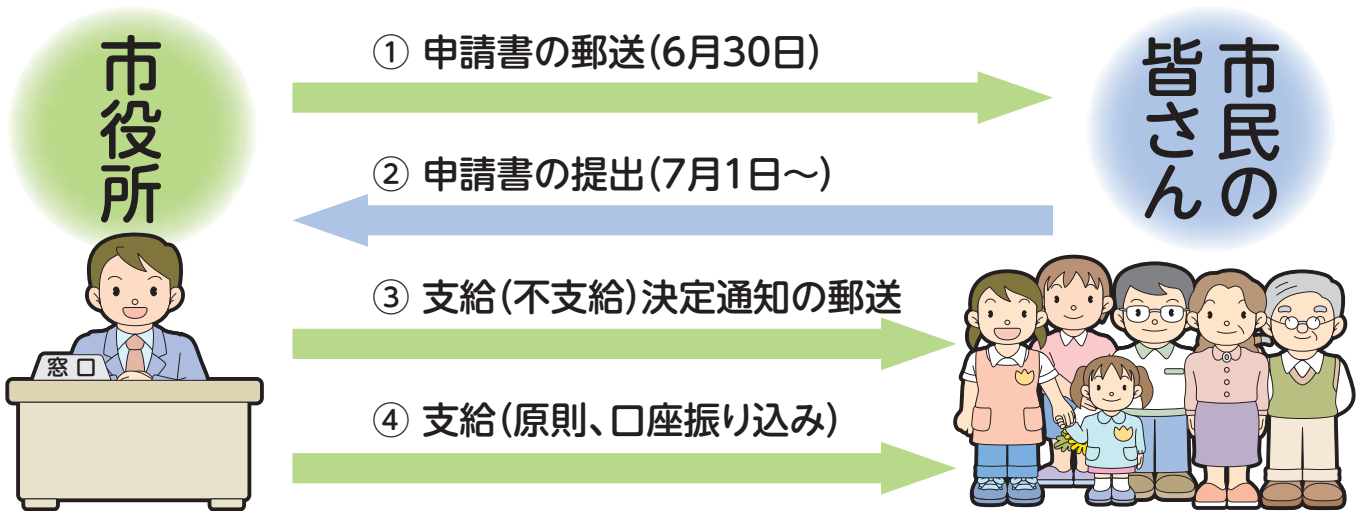


臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

7月1日から申請受け付け開始

6月30日に臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を郵送しました。支給方法は、原則、口座振り込み、支給は1回限りです。

申請から支給までの流れ



▽受付期間 平成27年1月5日まで。
▽場所・時間 市役所1階市民ホール 平日(7～9月) 午前8時30分～午後7時、土・日曜日・祝休日(7月) 午前9時～午後5時。

■郵送申請
▽受付期間 平成27年1月5日(消印有効)まで。

■窓口申請
▽受付期間 平成27年1月5日(消印有効)まで。

■申請書の提出(郵送または窓口申請)
同封の返信用封筒で申請してください。

■申請書の郵送
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。

お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いいたします。

対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

■口座振込
申請書に記載された指定口座へ振り込みます。

■現金支給
金融機関の口座をお持ちでない人は、現金支給となります。

■支給
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

■支給決定通知書兼支払通知書または不支給決定通知書の郵送
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

時(10月1日以降は市役所16階実施本部を予定)。
各區・区・田原・岡本事務所 平日(7～9月) 午前8時30分～午後5時15分。バンパのみ、7～9月 午前10時～午後7時。

時(10月1日以降は市役所16階実施本部を予定)。
各區・区・田原・岡本事務所 平日(7～9月) 午前8時30分～午後5時15分。バンパのみ、7～9月 午前10時～午後7時。

時(10月1日以降は市役所16階実施本部を予定)。
各區・区・田原・岡本事務所 平日(7～9月) 午前8時30分～午後5時15分。バンパのみ、7～9月 午前10時～午後7時。

時(10月1日以降は市役所16階実施本部を予定)。
各區・区・田原・岡本事務所 平日(7～9月) 午前8時30分～午後5時15分。バンパのみ、7～9月 午前10時～午後7時。

本文中に記載がないものは、原則として、対象となっても、費用は無料、申込不要。
[HP] ホームページ、[Eメール] アドレス、[域] 地域自治センター、[区] 地区市民センター、[出] 出張所、[参] うつのみや表参道スクエア、[コ] 地域コミュニケーションセンター、[活] 市民活動センター

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

質問 & 答え

質問 1月2日以降に市外から転入したのですが、申請書が届きません。

答え 1月1日現在で住民登録をされていた市区町村へお問い合わせください。

質問 申請書を紛失してしまつたのですがどうしたらよいですか？

答え 再発行のお手続きをするため、実施本部☎(632)5172へお問い合わせください。

質問 申請書の書き方が分かりません。

答え 同封の記載例を確認していただき、不明な点は実施本部へお問い合わせください。

質問 郵送申請と窓口申請とありますが、どちらの申請

答え 住民登録が別の場合には、申請書を登録先の住所に郵送しますので、施設などに入所しているご本人から申請していただくこと

質問 どちらかの申請だけ早く支給されるということ

答え どちらかの申請だけ早く支給されるといふことはありません。申請を受けた時期によって支給の時期は変わります。

質問 支給の対象となるかどうか確認したいのですか？

答え 下の対象者診断チャートをご覧ください。

質問 下の対象者診断チャートをご覧ください。

答え なお、支給の対象と思われる人で6月30日から1週間を過ぎても申請書が届かない場合には、実施本部までお問い合わせください。

質問 施設などに入所している家族がいる場合の申請はどうすればよいですか？

答え 住民登録が別の場合には、申請書を登録先の住所に郵送しますので、施設などに入所しているご本人から申請していただくこと

質問 申請書の書き方が分かりません。

答え 同封の記載例を確認していただき、不明な点は実施本部へお問い合わせください。



▶厚生労働省給付金チャプター「カクニシヤ」

特集③

質問 申請書の書き方が分かりません。

答え 同封の記載例を確認していただき、不明な点は実施本部へお問い合わせください。

質問 郵送申請と窓口申請とありますが、どちらの申請

答え 住民登録が別の場合には、申請書を登録先の住所に郵送しますので、施設などに入所しているご本人から申請していただくこと

質問 どちらかの申請だけ早く支給されるということ

答え どちらかの申請だけ早く支給されるといふことはありません。申請を受けた時期によって支給の時期は変わります。

質問 支給の対象となるかどうか確認したいのですか？

答え 下の対象者診断チャートをご覧ください。

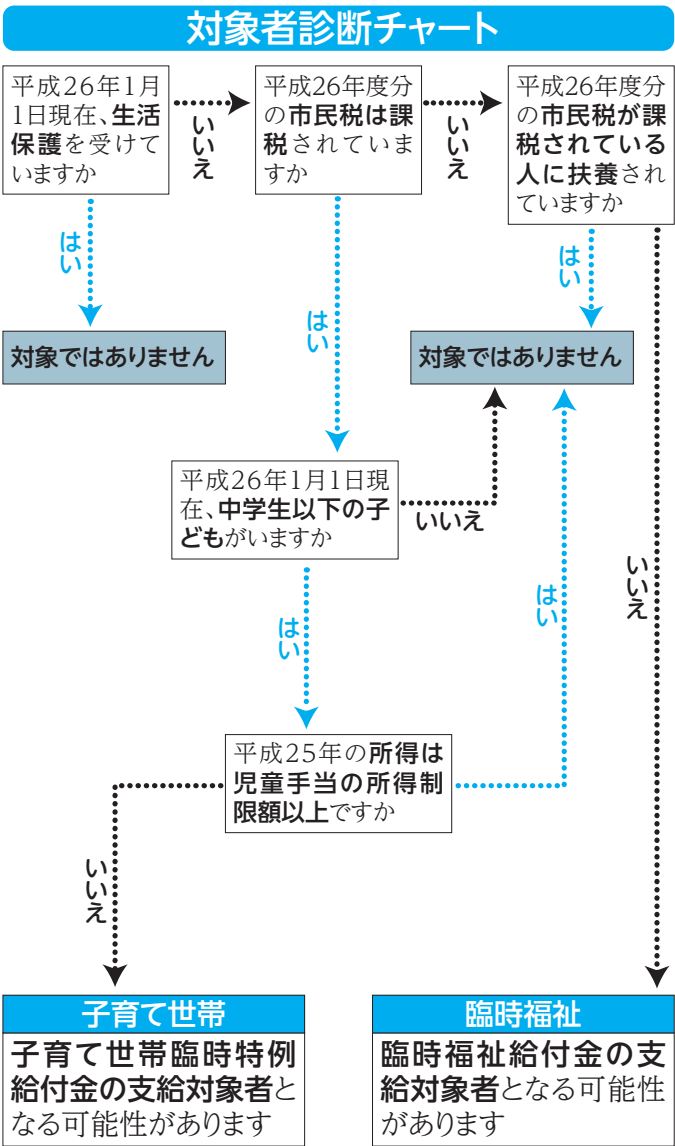
質問 下の対象者診断チャートをご覧ください。

答え なお、支給の対象と思われる人で6月30日から1週間を過ぎても申請書が届かない場合には、実施本部までお問い合わせください。

質問 施設などに入所している家族がいる場合の申請はどうすればよいですか？

答え 住民登録が別の場合には、申請書を登録先の住所に郵送しますので、施設などに入所しているご本人から申請していただくこと

| | 臨時福祉給付金 | 子育て世帯臨時特例給付金 |
|------------|--|---|
| 対象 | 基準日(平成26年1月1日)現在、市の住民基本台帳に登録があり、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていない人 ※平成26年度分の市民税が課税されている人に扶養されている人、生活保護制度の被保護者などは対象外 | 基準日(平成26年1月1日)現在、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人 ※臨時福祉給付金対象者、生活保護制度の被保護者などは対象外 |
| 支給額 | 対象者1人につき1万円 ※支給対象者の中で次のいずれかに該当する場合は5,000円を加算。①老齢・障害・遺族基礎年金などの受給者②児童扶養手当の受給者③特別児童扶養手当の受給者④特別障害者手当の受給者など | 対象児童1人につき1万円 ※臨時福祉給付金を受給した人には支給されません |



振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意を

▽国・県・市職員などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

▽国・県・市職員などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。

▽自宅や職場などに、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署へご連絡ください。

◎この特集についての問い合わせは、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金実施本部☎(632)5172へ。